

茨城の教育

民主教育をすすめる県民会議

～今回の県立高校入試問題等についての見解～

「県民会議」は3月14日、高校入試に関する見解を各新聞社に投げ込み、見解を公表しました。以下は、その全文です。

きょう3月14日（月）は、県立高校の合格者発表の日です。昨年は、本来合格者であった受験生を「採点ミス」によって不合格にするということがおこり、一昨年の「ミス」も再調査によって「発見」され、県立高校教員の3割にも当たる教員が「処分」されました。本日の合格発表後、「採点ミス」等による不合格者の出ないことを切に願います。

「採点ミス」を誘発した主な原因は、採点基準にばらつきが出やすい「記述問題」が多かったこと、そのために採点に長時間を要し、疲労からさらにミスが生じたのではないかと、という分析がなされました。

「採点ミス」を出さないために、「記述問題」をなくす、マークシート方式とするなどの案が

出されましたが、その後県教委からの説明や応答がないまま3月3日の学力検査当日を迎えました。

出題された問題は翌日の新聞紙上で公開されましたが、5教科とも「記述問題」は姿を消し、受験生は問題用紙を見て何のために「記述問題」対策をして来たのかと戸惑いや困惑を感じたことでしょう。

NHK水戸放送局は、昨年12月23日放映の「いば6」において「採点ミスどう変わる」で、県立高校入試問題を取り上げました。番組の中で、学習塾の経営者は「（来年受験する）今年の3年生は実験台。来年3月にふたを開けて入試が実施されれば方向がある程度わかる」とコメントしました。

まさに「3年生は実験台」とされてしまいました。これまで何のために「記述問題」を出題し、出題数を増やしてきたのでしょうか。その目的や教育理念を

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93
Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@ihfsu.net
HP https://ihfsu.net/

放棄した理由が問われます。次回以降は、「記述問題」を出題しない、ことを県内外に「宣言」する結果になりました。受験生にとっては負担が軽減されることになります。

出題形式の大きな変化は、「採点ミス」を過度に恐れ、「採点ミス」をした教員の「処分」を避けたいため、と推察できます。「採点ミス」を冷静に受け止めることをせず、大量処分という強権的で超法規的な対応をしたために「萎縮」し、ヒューマンエラーを「ゼロ」にすることが優先され「記述問題」を出題しなかったのでしょうか。

しかし、今度は社会科で「作問ミス」が生じたため、すべての受験生の解答を正答として2点を加点すると指示しました。

採点処理後の現場は困惑し、県教委への不信感を募らせました。2点の加点は、志願倍率が高いところほど合否判定に影響を及ぼします。教員の大量処分というボタンの掛け違いから出発したことが根本原因です。県民会議は、真摯に反省することを県教委に求めます。

「採点ミス」防止のために、

解答用紙をコピーし、正本と副本を採点するという「二系統」でおこない、さらに正副本を照合する方法が導入されましたが、採点事務を複雑にし、手間を増やしたものの「記述問題」がないため、採点作業は大幅に短縮されたと聞いています。

結果的には、昨年からのシミュレーションも含めていたずらに現場の負担を増やし、「採点誤りがあっても処分するな」との県民会議の要請については「仮定の話には回答できない」として、緊張感を高める結果となりました。

このような県教委の対応に、現場は徒労感を味わい、不信の念を深めているようです。まして、このコロナ禍において受験対策を進めてきた受験生の心境は察するに余りあります。

県教委は、昨年のうちに「記述問題」は出題しないと、出題形式について方針をアナウンスすればよかったのです。受験生が不信感を抱くこともなかったはずですが。また採点を複雑にする「二系統」化も「勤務を要しない」土・日曜日での採点の強行もなかったのではないのでしょうか。今年の入試関連事務全般の見直しをおこない、過去2年間の教訓を生かしつつもマークシートの導入等「簡素化する」ことが「ミス」をなくす、また

「ヒューマンエラー」を見つけやすくするというのが現場の声です。

「入試」は、点数によって序列化し上位者から選抜する仕組みで、偏差値による「輪切り」、高校間序列を助長し、子どもたちを「競争」に追い立ててきました。その結果、「何のために学習するのか分からない」「授業についていけない、つまらない」「自己肯定感を持ってない」「経済格差が学力格差」など様々な弊害を生み出しています。

昨年の全日立志願倍率は1倍を切り、今回も1.00倍でした。県立高校希望者全員が、「選抜」方法を変更すれば入学できる状況が生まれています。今後希望者全入の方向に向けた検討を全国に先駆けておこなうことが、「採点ミス」から生まれた最大の教訓です。コロナ・パンデミックの収束を念頭に置きながら、中学校と県立高校の新しい「接続」を設計する段階に入ったといえます。

県立高校の再編と学級減は中止し、少人数学級を実現するために学級数を確保すること、また過疎地域にある学校や志願者数の少ない学校は、募集定員を減らし、豊かな教育を保障することが求められています。



つくば市議会で特別支援学校の新設を求める請願が採択された!!

2021年11月に「特別支援学校の新設を求める会」は、高教組障害児教育学校部がバックアップする形で立ち上がりました。

最初の取り組みは12月の県議会、つくば市議会への請願提出することで、つくば市議会については可能な限り各会派各市議に説明に伺いました。

県議会の請願は否決されましたが、つくば市議会では12月16日に文教福祉委員会で公明党小野泰弘市議が紹介議員となり、「特別支援学校の新設を求める会」（代表 後藤真紀）の代表が請願者として意見陳述を行いました。

結果、12月22日につくば市議会本会議にて全会一致で請願が採択されました。

採択された請願

採択された請願は以下の通りです。

○請願趣旨

茨城県全体における、特別支援学校の在籍者数は年々増加しており、6～17歳人口に対する知的特支校在籍の比率（全国障害者問題研究会茨城支部調べ、以下在籍比率）においても、過去15年以上の間、直線的に増加して

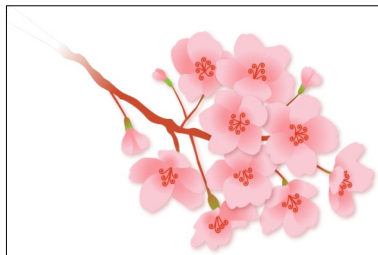
います。

県教育委員会は、知的障害特別支援学校における普通教室不足に対して、令和2年2月に「県立特別支援学校教育環境整備計画」（以下、いばとくプラン）を策定しました。

この計画による児童生徒数の推計は、「直近3か年平均の転出入率及び進学率」を基にしており、在籍比率の増加傾向が考慮されてません。よって実際にはプランが想定する以上の児童生徒数の増加が見込まれます。

しかし、いばとくプランの県南地域における対応は、つくば特別支援学校について「校舎を増築（学校近隣の用地取得も検討）」のみとなっています。

つくば特別支援学校は平成19年に180人規模で設置されましたが、令和3年度現在の在籍数は354人で県内第1位の大規模校です。当初の2倍近い規模を増築で賄うのは困難です。



現在つくば特別支援学校では、教室不足への対応として特別教室を普通教室へ転用しています。特別教室が失われることで、体験によって学ぶという障害の特性に十分対応できない事態となっています。

しかしながら県教委はいばとくプランにおいて「教室利用の工夫」として特別教室の普通教室への転用を放置し、特別教室の整備には言及していません。

実際につくば特別支援学校では、普通教室に転用した特別教室をさらにパーテーションで仕切って分割教室にしているのが現状です。

また教室不足だけでなく、大規模化することによる問題が別に存在します。この問題の一つに児童生徒数に対する教員の比率の減少が挙げられます。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によると、学級数の多い大規模校ほど1学級当たりの教員数が減っていきます。

大規模化は他にも、特別教室及び体育館、遊び場等の共用スペースの狭隘化、スクールバスおよび職員駐車場の狭隘化、運動会などのイベント開催の困難、給食調理室への過負荷、災害時の避難行動の困難、感染症予防に反するいわゆる3密など、安全衛生管理や組織運営上の困難

を増加させます。

もちろん教室不足への対応は緊急であり、いばとくプランが計画するつくば特別支援学校の増築は正当ですが、あくまで緊急の対応と位置付けるべきと思います。教育環境整備を増築で終わらせるのではなく、並行して学校規模の適正化を行う必要があります。つまり新たな特別支援学校が必要なのです。

以上を持って請願の趣旨とします。障害のある児童生徒としての本来あるべき教育条件のため、本請願事項に特段のご高配をお願いします。

○請願事項

1、つくば市内の障害のある児童生徒が、安心安全でゆとりのある豊かな教育を受けられるよう、県南地域に特別支援学校の新設を茨城県および茨城県教育委員会に働きかけてください。

高教組及び高教組障害児教育学校部は、県南地域及び鹿行地域での特別支援学校新校設置を求める運動を強化していきます。

「空白の4日」、解消

茨城県の臨時教職員の任用期間は4月1日から翌年の3月27日で、28日から31日までの4日間は任用されず、「空白の4日」となって

いました。全国的には「空白の1日」となっているところが多く、全国の臨時教職員組合は「空白の1日」の解消を求め、運動を強化してきました。

茨城県の臨時教職員部でも長年「空白の4日」の解消を求め、県教育委員会と交渉してきました。結果、昨年の3月31日に改正され、9月に施行されて、2022年3月から運用が始まります。

「空白の4日」が解消されることで以下のような労働条件が改善されます。

①3月分の給与が日割り計算ではなく、全額支給される。

②6月のボーナスが全額支給される。（これまでは期末手当在职期間の割合は80%で、勤勉手当の期間率は95%支給で、全額支給ではなかった。）

③退職手当は、今後2021年度以降の任用年数を通算した支給率が適用される。

これらの改正は、「同一労働同一賃金」の労働法制の改正の一つですが、臨時教職員部の取り組みの結果、これまでに以下の点で改善が実現しています。

①2013年度末、社会保険の継続が実現。

②2017年度末、年休の繰り越しが実現。

臨時教職員の皆さん。自分たちの要求実現のために、是非組合に加入してください。